

おきなわ SDGs パートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 SDGs 達成の貢献に向けて取り組む企業・団体等を登録し、企業・団体等の取組の見える化を進めることにより、県内の SDGs の主流化及び認知度向上を図る。

(対象)

第2条 次の各号に該当するものを対象とする。

- (1) 沖縄県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、その他の団体又は個人事業主等
- (2) 沖縄県内において直近3年間、重大な法令違反がないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当しない者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) SDGs とは、2015年に国際連合で採択された国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。
- (2) おきなわ SDGs プラットフォームとは、沖縄県内で SDGs に関連する活動に取り組む、又は関心を持つ企業、団体、自治体、個人等が「情報共有」や「交流・連携」を図る場として構築された仕組みのことをいう。
- (3) 沖縄県 SDGs 実施指針とは、令和3年9月に策定された沖縄県 SDGs 実施指針のことをいう。
- (4) おきなわ SDGs アクションプランとは、令和4年5月に策定されたおきなわ SDGs アクションプランの最新版のことをいう。

(おきなわ SDGs パートナーの取組)

第4条 おきなわ SDGs パートナーは、おきなわ SDGs プラットフォームに参加するとともに、次の取組を行うものとする。

- (1) SDGs の主流化に向けた普及啓発
- (2) SDGs の理念に沿った活動の展開
- (3) その他 SDGs の推進に関する活動

(登録基準)

第5条 SDGs の達成に向けた活動に取り組んでいる企業・団体等のうち、次の各号のすべてに該当するものについて申請をすることができる。

- (1) 登録申請により、SDGs の達成に向けた具体的な取組及び普及に向けた取組

の内容について県に報告していること。

(2) 沖縄県 SDGs 実施指針及びおきなわ SDGs アクションプランに沿った活動を行っていること。

(申請方法)

第6条 登録申請をしようとする企業・団体等は、おきなわ SDGs プラットフォームポータルサイトの申請画面に従い必要事項を入力等するものとする。

2 登録申請をしようとする企業・団体等がおきなわ SDGs プラットフォームポータルサイトの申請フォームにアクセスできない環境にある場合は、「登録申請書」(様式第1号)を作成し企業・団体等の概要が分かる資料と併せて県に提出するものとする。

(登録)

第7条 県は、前条により提出された登録申請等を審査し、第5条の登録基準に適合すると認められるときは、おきなわ SDGs パートナーとして登録し、登録証を交付する。

2 県は、おきなわ SDGs パートナーに対し、自社(団体)ホームページ等での活動内容の公表を促すとともに、SDGs の達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として県ホームページ等で対外的に広報する。

(ロゴマークの使用)

第8条 登録企業等は、登録期間中におきなわ SDGs パートナーの呼称及び県が定めるロゴマークを使用することができる。

2 登録企業等が前項に規定するロゴマークを使用する場合は、県が別に定めるロゴマーク使用規程を遵守するものとする。

(登録の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、令和10年3月末までとする。

(活動状況の報告)

第10条 おきなわ SDGs パートナーは、おきなわ SDGs プラットフォームポータルサイトの活動状況報告画面から年に1回、SDGs に係る活動状況の報告を行うものとする。

2 活動状況の報告をしようとする企業・団体等がおきなわ SDGs プラットフォームポータルサイトの活動状況報告フォームにアクセスできない環境にある場合は、「おきなわ SDGs パートナー活動状況報告書」(様式第2号)を作成し、県に提出するものとする。

(登録の変更)

第11条 おきなわ SDGs パートナーは、県に提出した登録申請書の内容に変更があった場合、おきなわ SDGs プラットフォームポータルサイトの申請フォーム

から速やかに変更申請を行わなければならない。

- 2 登録申請書の内容を更新しようとする企業・団体等がおきなわ SDGs プラットフォームポータルサイトの申請フォームにアクセスできない環境にある場合は、「おきなわ SDGs パートナー登録変更届出書」（様式第3号）を作成し、県に提出するものとする。

（登録の取り下げ）

- 第12条 おきなわ SDGs パートナーは、県に提出した登録申請書を取り下げる場合、「おきなわ SDGs パートナー登録取り下げ届出書」（様式第4号）により速やかにその旨を県に届け出なければならない。

（登録の取消）

- 第13条 県は、おきなわ SDGs パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 第10条に定める活動状況の報告を行わない場合
- (4) SDGs の達成に資する活動について実態がないことが判明した場合
- (5) その他、SDGs パートナーとして適当でないと認める場合

（事務の所掌）

- 第14条 この要綱に関する事務は、沖縄県企画部企画調整課において所掌する。

（その他）

- 第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（付則）

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（付則）

- この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

（付則）

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。